

26環都環第348号
平成26年10月7日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) 武蔵村山センター新精肉棟新築工事」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

舛添要一

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：株式会社いなげや
代表者：代表取締役 成瀬 直人
所在地：東京都立川市栄町六丁目1番地の1
- 対象事業の名称及び種類
名称：(仮称) 武蔵村山センター新精肉棟新築工事
種類：工場の変更
- 対象事業の所在地
東京都武蔵村山市伊奈平二丁目82番地の1

第2 意見

【景観】

事業の実施による環境に影響を及ぼすと予想される地域は、景観の近景域にあたる計画建築物の中心から半径800mの範囲としているが、立川市域内の眺望地点が不足していることから、眺望地点を可能な限り調査し、計画建築物による眺望の変化の程度を予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。